

衆議院議員選挙に関する公職選挙法等改正に反対する声明

1 本日、自民党・公明党が提出した衆議院議員選挙に関する公職選挙法及び選挙区画定審議会設置法（以下「改正法」という。）が参議院で可決・成立した。

2 改正法の骨子は、以下のとおりである。

- ①衆議院の議員定数を10議席（小選挙区6、比例代表4）削減して、465議席（小選挙区289、比例174）とする。
- ②都道府県への小選挙区配分と11の比例ブロックへの議席配分にアダムズ方式を導入する。
- ③アダムズ方式の適用は2020年の国勢調査結果からとし、その後10年毎の国勢調査結果によって改定・更正する。

3 自由法曹団は、改正法に反対し、現行選挙制度の抜本的な改革を求める。

（1）改正法は、本年1月14日に出された衆議院選挙制度に関する調査会答申（以下、「答申」という。）の敷き写しである。答申は、国際比較や過去の経緯を踏まえ、定数削減に論理的な根拠がないと明言しながら、諮問した政党の意見に依拠し、定数の削減を提言した。改正法は、答申と同様、正当な根拠のない定数削減を強行するものであり、国会の責任放棄、国民不在、政党追従の誹りを免れるものではない。

また、定数削減が民意の反映や議会の政府監視機能と密接に関係するにもかかわらず、それらについての検討が十分になされていないことは、憲法の視点からも大いに問題がある。

（2）改正法は、アダムズ方式を採用する。しかし、この方式は、国会や選挙区制度の在り方という基本の問題をさておき、配分だけを調整するもので、問題の根本を解決するものではない。

そもそも、改正法が依拠する答申を出した調査会への諮問事項の第一は、現行制度を含めた選挙制度の評価であった。それにもかかわらず、調査会は、選挙制度の根幹に立ち返った議論や小選挙区の弊害についての考察を行うことなく、政党の意見に追従する答申を行い、結局のところ諮問事項に真摯に向き合おうとしなかった。

この点、原発や秘密保護法、戦争法制（安全保障関連法制）など昨今の政治課題をみれば、民意と国会の議席数の構成との乖離は極めて深刻な問題である。それにもかかわらず、改正法が、答申と同様、その審議において、民意を歪め、切り捨てる小選挙区の弊害に目を背け、小選挙区を温存する結果となっていることは、大いに批判すべき点である。

（3）憲法は、国民主権や議会制民主主義の根幹に関わる選挙制度の在り方について、国会が審議することを求めている（憲法41条、43条、44条、47条参照）。それにもかかわらず、選挙制度の在り方の検討を諮問機関の判断に委ねることは、国会の責任・権能を放棄するものである。それは、議員を選出して国政を託した主権者国民に対する背信行為にほかならない。

（4）民意が反映する政治を実現するためには、民意と議席に著しい乖離を生み出す小選挙区制は直ちに廃止されるべきであり、衆議院議員の選挙を民意を反映する選挙制度、具体的には「全国を17ブロックに分割した比例代表制」（自由法曹団意見書「国民の声が反映する衆議院を」参照）を抜本的に改革すべきである。

2016年5月20日

自由法曹団
団長 荒井新二